

都市農業・都市環境の形成に寄せて

(一財) 都市農地活用支援センター 理事長 石原 孝



昨年10月に、(一財) 都市農地活用支援センター理事長に就任致しました石原です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の経済は、アベノミクスにより若干明るさが見えてきておりますが、今一つ力強さに欠ける状況です。中国経済の減速や米利上げ等の攪乱要因もあり、なかなかシナリオ通りにいきそうにありません。国力や都市活動等を考える上において、人口は、誠に重要な要素であり、人口の維持・増加は我が国のかねてからの緊急の課題でありましたが、これまで特段の対策もなく、昨年5月、日本創成会議から緊急提言を受ける事態となりました。現在に至っては、今後急速に人口が減少し、しかも、若年者が少なく高齢者の多い社会へと進んでいくことは避けられません。

このため、今般、7年ぶりに国土形成計画と国土利用計画が見直されることとなりました。「対流促進型国土」の形成を図ることとし、この実現のための国土構造として「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めるとしています。そして、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うこととされました。

一方、今年4月に、都市農業振興基本法が議員立法で成立し、同月より施行されています。人口減少や高齢化が進む中、都市農地に対する開発圧力も低下してきており、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。今後、都市農業振興基本計画の策定を経て、法制上・財政上・税制上・金融上の措置等の具体の施策展開が進められていくものと思われれます。

今後の都市のあり方を、都市計画の立場から如何に規定し、適切に誘導していくのか、生産緑地の位置付けや、柔らかい緑地施策の検討等も必要と思われれます。具体的には、生産緑地の面積要件の緩和、営農困難時の貸付要件の緩和、相続税の納税猶予制度の改善等について本格的な議論がなされることと思われれますが、何より都市住民の共感が得られるものであるかの吟味が重要なポイントになるのではないのでしょうか。

都市農地の活用に関しては、近年の社会のニーズを踏まえ、従来のアパート、駐車場等に加え、市民農園や体験農園、サービス付き高齢者向け住宅、福祉農園等へも裾野が広がってきています。当センターも、「農のある暮らしづくり」の多面的な取組みについて、全国で、アドバイザーの派遣も含め、色々とお手伝いをさせて頂いております。是非ご相談を頂き、お役に立てれば幸いです。